



横田飛行場における PFOS 等を含む水の米側による処理について（要請）

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会は、令和 6 年 8 月に発生した横田飛行場の消火訓練エリアからの PFOS 等を含む水の漏出事案に関し、国と米軍に対して、令和 7 年 2 月 21 日に、具体的な再発防止策や残存している水の処分時期などについて、早急に情報提供をすることなどを要請した。

これを受け、令和 7 年 4 月 16 日、北関東防衛局より、米側から、再発防止策及び貯水池にある残水の処理方法が示され、貯水池の残水は粒状活性炭フィルターを用いて浄化処理し、浄化後の水は雨水排水路へ放流される、などと説明を受けている、との情報提供があった。

PFOS 等については、多くの都民が、健康への影響などについて不安を抱いており、早急に払しょくする必要がある。そのため、貴職においては、このような状況を十分認識し、下記のとおり対応するよう要請する。

記

- 1 今回の再発防止策及び処理方法の詳細について、都、基地周辺自治体及び関係する自治体への情報提供などを速やかに行い、住民の不安の解消に取り組むよう、米軍に要請すること。
- 2 環境補足協定に基づく国、都及び基地周辺自治体の横田飛行場への立入り、国によるサンプル採取について、米側と速やかに調整すること。
- 3 浄化処理後の水は、放流前に PFOS 等の濃度の低減を確認の上、放流するよう、米軍に要請すること。また、国においても濃度の低減を確認すること。
- 4 放流時には、国の責任において、放流先の河川等の PFOS 等の濃度を測定し、結果を速やかに公表すること。
- 5 処理装置の能力を確保するために維持管理を適切に行うとともに、使用済みの粒状活性炭フィルターについては適切に処分し、その処分方法についても情報提供するよう、米軍に要請すること。
- 6 貯水池を埋め立てる際には、埋立て前に泥の回収や貯水池の洗浄をするなど、適切に処置するよう、米軍に要請すること。

令和 7 年 4 月 17 日

防衛大臣 中谷 元 殿

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

会 長	東 京 都 知 事
副 会 長	昭 島 市 長
	立 川 市 長
	福 生 市 長
	武 蔵 村 山 市 長
	羽 村 市 長
	瑞 穂 町 長

小 池	百 合
白 井	仲 大
酒 井	育 泰
加 藤	弘 裕
山 崎	男 大
橋 本	山 之
杉 浦	

